

高山市の建設工事における低入札価格調査制度について、令和4年7月15日以降の入札される案件より、一般管理費の算入率を以下のとおり改めることとしました。

※下図の赤字下線部が今回の改正箇所です。

土木一式

「建築一式」、営繕工事に係る【「電気」、「電気通信」、「管」、「とび・土工・コンクリート（解体工事に限る）」】

営繕工事以外の【「電気」、「電気通信」】、上水道工事及び下水道工事に係る「機械器具設置」

○低入札調査基準価格

- ・直接工事費×0.97
 - ・共通仮設費×0.90
 - ・現場管理費×0.90
 - ・一般管理費×0.68
- 上記合計額×1.10

※予定価格の75%～92%の範囲内で設定
※算定式で得られた総額は千円止めとする。
※各費目の算定は円止めとする。

○低入札失格基準価格

- ・直接工事費×0.97
 - ・共通仮設費×0.90
 - ・現場管理費×0.90
 - ・一般管理費×0.40
- 上記合計額

※予定価格の75%～92%の範囲内で設定
※各費目の算定は千円止めとする。

▼1億円以上

○低入札調査基準価格

- ・直接工事費×0.90×0.97
 - ・共通仮設費×0.90
 - ・（直接工事費×0.10+現場管理費）×0.90
 - ・一般管理費×0.68
- 上記合計額×1.10

※予定価格の75%～92%の範囲内で設定
※算定式で得られた総額は千円止めとする。
※各費目の算定は円止めとする。

○低入札失格基準価格

- ・直接工事費×0.90×0.97
 - ・共通仮設費×0.90
 - ・（直接工事費×0.10+現場管理費）×0.90×0.80
 - ・一般管理費×0.40
- 上記合計額

※予定価格の75%～92%の範囲内で設定
※各費目の算定は千円止めとする。

▼1億円以上

○低入札調査基準価格

- ・機器費×0.92
 - ・直接工事費×0.97
 - ・共通仮設費×0.90
 - ・現場管理費×0.90
 - ・一般管理費×0.68
- 上記合計額×1.10

※予定価格の75%～92%の範囲内で設定
※算定式で得られた総額は千円止めとする。
※各費目の算定は円止めとする。

○低入札失格基準価格

- ・機器費×0.84
 - ・直接工事費×0.97
 - ・共通仮設費×0.90
 - ・現場管理費×0.90
 - ・一般管理費×0.40
- 上記合計額

※予定価格の75%～92%の範囲内で設定
※各費目の算定は千円止めとする。

▼1億円以上

①低入札失格基準価格を下回る入札額の有無

有

○低入札失格基準価格を下回る入札額は失格となります。

②低入札調査基準価格を下回る入札額の有無

無

○事後審査後の最低価格入札者を落札者とします。

③低入札価格調査による履行能力の判定

無

○履行能力が確認できない場合は失格とし、次順位者を②から繰り返します。

④入札参加資格要件の審査
※一般競争入札（事後審査方式）に限る

無

○入札参加資格が無い場合は失格とし、次順位者を②から繰り返します。

落札者の決定・契約締結

※注意事項

- ・予定価格を超えた応札は無効とします。
- ・全者が予定超過した場合の再入札も同一の判定をします。
- ・低入札価格による落札者は工物品質を確保するため、一般競争入札に限り手持ち工事件数を2件とみなします。